

宮代町税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第 5 6 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 1 2 号の固定資産又は同項第 1 6 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号) <u>第 1 5 2 条第 5 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 3 1 条の公的医療機関の開設者、令第 4 9 条の 1 0 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>附 則</p>	<p>第 5 6 条 法第 3 4 8 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 1 2 号の固定資産又は同項第 1 6 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 2 4 年法律第 2 7 0 号) <u>第 6 4 条第 4 項</u>の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 2 3 年法律第 2 0 5 号)第 3 1 条の公的医療機関の開設者、令第 4 9 条の 1 0 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) ～ (6) (略)</p> <p>附 則</p>

改 正 案	現 行
	<p>(公益法人等に係る町民税の課税の特例)</p> <p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る町民税の所得割を課する。</u></p>

宮代町国民健康保険条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第7章 罰則</p> <p>第11条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合_____</p> <p>_____において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>第7章 罰則</p> <p>第11条 町は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合において、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

宮代町水道事業給水条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改正案	現行
<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 この条例において、「給水装置工事」とは、給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>国土交通省令</u>(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。以下同じ。)で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去するための工事をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>において<u>土木工学科を修めて卒業した後、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学又は旧大学令による大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは<u>高等専門学校(次号において「短期大学等」という。)</u>において<u>土木科又はこれに相当</u></p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 この条例において、「給水装置工事」とは、給水装置を新設、改造、修繕(水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。))第16条の2第3項の<u>厚生労働省令</u>(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)をいう。以下同じ。)で定める給水装置の軽微な変更を除く。)又は撤去するための工事をいう。</p> <p>3 (略)</p> <p>(給水装置の基準違反に対する措置)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2 町長は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第43条 法第12条第2項に規定する条例で定める布設工事監督者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)</u>の<u>土木工学科若しくはこれに相当する課程において衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(3) <u>学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは<u>高等専門学校</u><u>において土木科又はこれに相当</u></p>

改 正 案	現 案 行
<p>(1 1) <u>建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u> (水道技術管理者の資格)</p> <p>第44条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については1年6箇月以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については2年6箇月以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については3年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(2) <u>前条第1号、第3号又は第5号に規定する学校において_____工学、理学、農学、医学若しくは薬学の課程又はこれらに相当する課程(土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。)</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については<u>3年以上</u>、同条第5号に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) <u>5年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び<u>第5号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>課程</u>並びにこれらに相当する<u>課程</u>以外の<u>課程</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の</p>	<p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第44条 法第19条第3項に規定する条例で定める水道技術管理者が有すべき資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者</u></p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において<u>土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目</u>又はこれらに相当する<u>学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>4年以上</u>、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については<u>6年以上</u>、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>8年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3) <u>10年以上</u>水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4) 前条第1号、第3号及び<u>第4号</u>に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する<u>学科目</u>並びにこれらに相当する<u>学科目以外の学科目</u>を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の</p>

改 正 案	現 行
<p>前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>2年6箇月</u>以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については<u>3年6箇月</u>以上、次号<u> </u>に規定する学校を卒業した者については<u>4年6箇月</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第1号若しくは第2号</u>に規定する課程<u> </u>又は前号に規定する課程<u> </u>に相当する課程<u> </u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>国土交通大臣及び環境大臣</u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p> <p>(7) <u>技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)</u>であつて、<u>6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(8) <u>建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者</u>であつて、<u>1年6箇月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p>	<p>前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については<u>5年</u>以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については<u>7年</u>以上、<u>同条第4号</u>に規定する学校を卒業した者については<u>9年</u>以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(5) 外国の学校において、<u>第2号</u><u> </u>に規定する<u>学科目</u>又は前号に規定する<u>学科目</u>に相当する<u>学科目</u>を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業生(学校教育法による専門職大学の前期課程の修了者を含む。)ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(6) <u>厚生労働大臣</u><u> </u>の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者</p>

埼玉県後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
別表第 1 (第 4 条関係) 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>資格確認書等</u> の引渡し 3 <u>資格確認書等</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務	別表第 1 (第 4 条関係) 1 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 2 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の引渡し 3 <u>被保険者証及び資格証明書</u> の返還の受付 4 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し 5 保険料に関する申請の受付 6 上記事務に付随する事務